

れいわ ねん ねん がつ にち  
令和5年(2023年)5月2日

にしのみやしりつがっこうえんほごしゃ きま  
西宮市立学校園保護者 様

にしのみやしきょういっくいいんかい  
西宮市教育委員会

## るいかんせんしょう いこう ご がっこう しんがた たいさく 5類感染症への移行後の学校の新型コロナウイルス対策について

にしのみやし きょういっくかつどう りかい おうえん  
いつも、西宮市の教育活動に理解と応援をいただき、ありがとうございます。

ひょうき ひょうごけんきょういっくいいんかい とお もんぶかがくしょう しんがた  
標記につきまして、兵庫県教育委員会を通して 文部科学省から、新型コロナウイルス  
ほんねん がつ にちづ かんせんしょう ひと ひと ひょうき よぼう かんせんしょう かんじゃ  
すが、本年5月8日付けで 感染症(人から人にうつる病気)の予防と感染症の患者に  
たい いりょう ほりつ ねんほりつだい ごう じょう るいかんせんしょう か  
に対する医療についての法律(1998年法律第114号)上の5類感染症に変わること  
かんが がっこう せいかつ ちゅういてんどう れんらく  
を考え、学校での生活の注意点等について連絡がありました。

にしのみやし くに けん ほしん もと した か ないよう たいおう  
西宮市も、国・県の方針に基づき、下に書いている内容のように対応します。

こんご てあら くうき だ い どう かんせんしょう ひと ひょうき  
今後も手洗いや空気の出し入れ等のかんたんな感染症(人にうつる病気)への  
そなえをしながら、こども あんしん がっこうせいかつ おく と  
り組んでいきます。

### き 記

## 1 がっこう しんがた たいさく かんが かつ 学校の新型コロナウイルス対策の考え方について

へいじ もと かんせんしょう ひと ひょうき  
(1)「平時」から(いつも)求められる感染症(人にうつる病気)へのそなえ

かてい れんけい こども けんこうじょうたい し  
・家庭との連携により子供の健康状態を知る

はつねつ のど いた せき しょうじょう むり  
※発熱、喉の痛み、咳などのいつもとちがう症状があるときには、無理して

どうこう いえ やす  
登校せず、家で休んでください。

ただ くうき だ い かくほ  
・正しい空気の出し入れの確保

てあら など て ゆび せいけつ めの くち せき  
・手洗い等、手や指を清潔にすることやマスクや布、ひじで口をおさえる咳

しどう  
エチケットの指導

がっこうきょういっくかどう つ もと きほん  
※学校 教育 活動では、マスクを着けることを求めないことを基本とします。

がっこう きゅうしょく ばめん もくしょく おこな  
※学校での給 食の場面で「黙食」は行いません。

かんせんりゅうこう じ いちじてき かんが かんせんしょう ひと びょうき  
(2)「感染 流行時」に一時的に考えられる感染症(人にうつる病気)

へのそなえ

かんせん ひろ としき せんせい がっこうしょくいん つ こども ちゃくよう  
・感染が広がる時には、先生・学校 職員 が マスクを着ける、または子供に 着用  
すす かんが  
を進めることも考えられる

ちゃくよう めいれい  
※着用 を 命令するものではありません

きんきより たいめん おおこえ はっせい かいわ すく  
・「近距離」「対面」「大声」での発声や 会話を 少なくすること

こども こども あいだ ふ あ ていど しんたいてき きより  
・子供と子供の間 に 触れ合わない程度の 身体的距離を あけること

りかん びょうき としき しゅっせきていし がっこう こ とりあつか  
2 罹患(病気に かかること)した時の出席停止(学校に来なくて よい)の取扱いに  
ついて

こども かんせん しゅっせきていし  
・子供たちの 感染が わかったときには 出席停止と なります。

しゅっせきていし きかん しょうじょう で のち にち しょうじょう けいかい のち にち  
※出席停止の期間: 症状 が出た後5日が たち、かつ、 症状 が軽快した後1日を  
けいか  
経過するまで

しょうじょう びょうき ひと けんたい と ひ にち けいか  
※ 症状 がない 病気が うつった人: 検体を取った日から 5日を経過するまで

しゅっせきていし かいじょ あと しょうじょう で にち けいか  
※出席停止が解除された後、 症状 が出てから 10日を 経過するまでは、ウイル  
はいしゅつ つ  
スが 排出 されるかも しれないことから マスクを着けることを おすすめします。

はつねつ のど いた せき しょうじょう やす  
※発熱や、喉の痛み、咳などの いつもと ちがう 症状 が あって 休むときであ  
きせつ せい など おな びょうき  
っても、季節性の インフルエンザ等と同じで、病気が うつったことが わかった  
しゅっせきていし あつか  
ときだけ出席停止の扱いと なります。

りん じきゅうぎょう とくべつ やす  
3 臨時休業 (特別な休み) について

がっこうない かんせん ひろ かのう せい かんが がっきゅうへいさ がっこう  
・学校内で 感染が 広がっている 可能性が 考えられるときには、学級閉鎖(学校  
やす とう たいさく  
の クラスが休みに なる)等の対策を とることが あります。

#### 4 新型コロナウイルスに関する 学校給食 お金の取扱いの終了について

新型コロナウイルスが広がってから、感染症法(人から人にうつる病気についての法律)上の分類が2類相当であったことから、本人、いっしょに住む家族などにその感染症の症状または疑いがあり出席停止となったときや、学級閉鎖により学校で給食を食べることができなかったとき、学校給食のお金は請求しないこととしておりました。2023年5月8日よりその感染症の分類が2類相当から5類に変更されることを受け、上に書いている内容の取扱いを終わることとします。季節性インフルエンザに罹患した(病気にかかること)時等と同じ、学校で出される食事のお金を求めることといたします。